

第69号議案

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月26日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)の一部改正に伴い、重度障害者に対する医療費の支給に係る所得の制限等に関し所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「あつては、」の次に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第289号)第4条の規定による改正前の」を、「昭和46年政令第281号」の次に「。以下「旧施行令」という。」を加え、同条第4項中「児童手当法施行令」を「旧施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。